

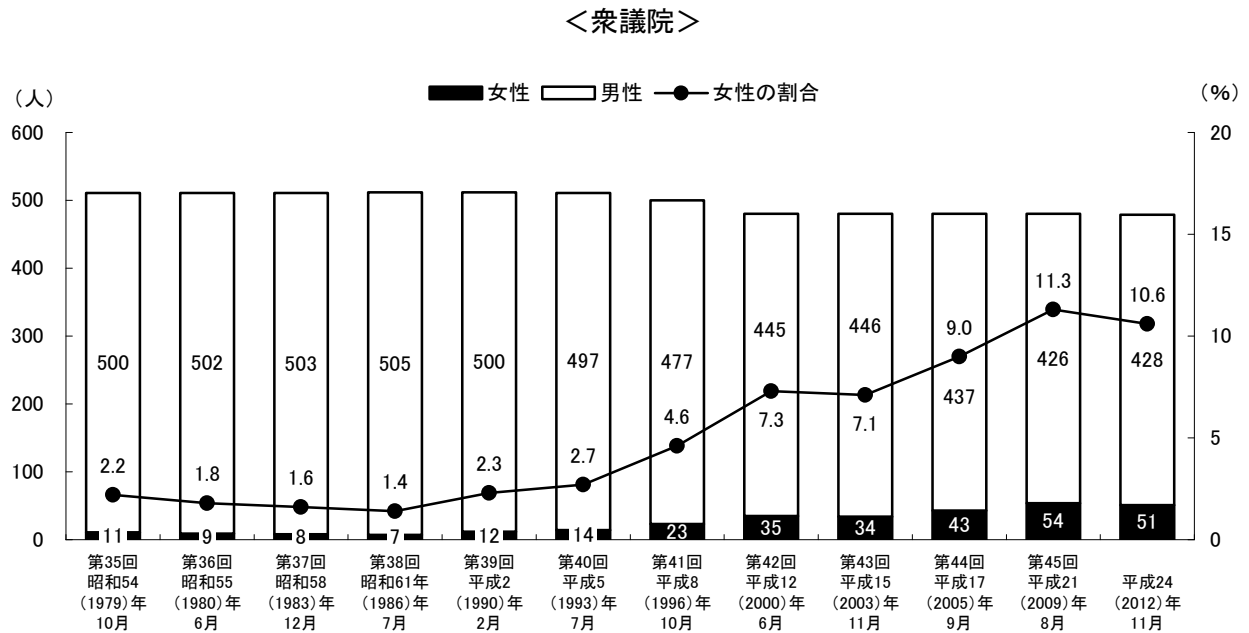
(2) 社会・地域活動への参画促進

I-5 政治・行政分野への参画促進

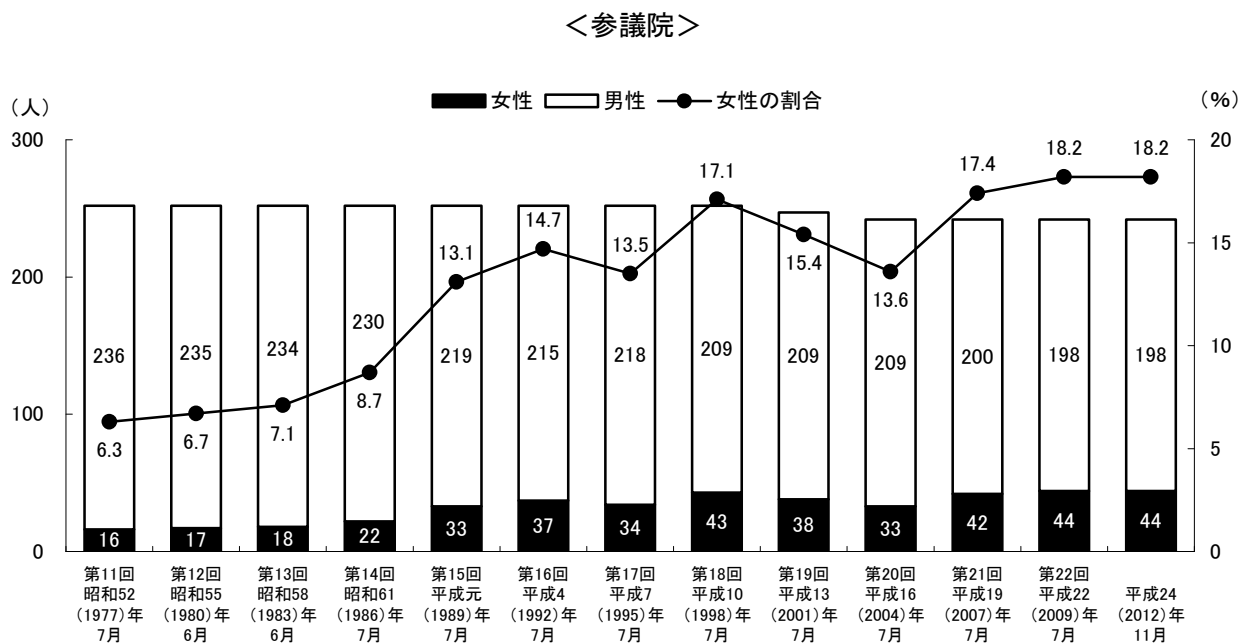
1. 衆参両議院の女性議員数及び割合

衆・参議院における女性議員の占める割合は、両議院ともに増加傾向にあり、平成 24 (2012) 年 11 月時点で、衆議院では 10.6%、参議院では 18.2%となっている。

図表 I-5-1 衆参両議院の議員数及び女性の割合の推移 (全国)



注：平成 24 (2012) 年 11 月を除いて、各総選挙における当選人数



注：平成 24 (2012) 年 11 月を除いて、通常選挙後の国会召集日における議員数

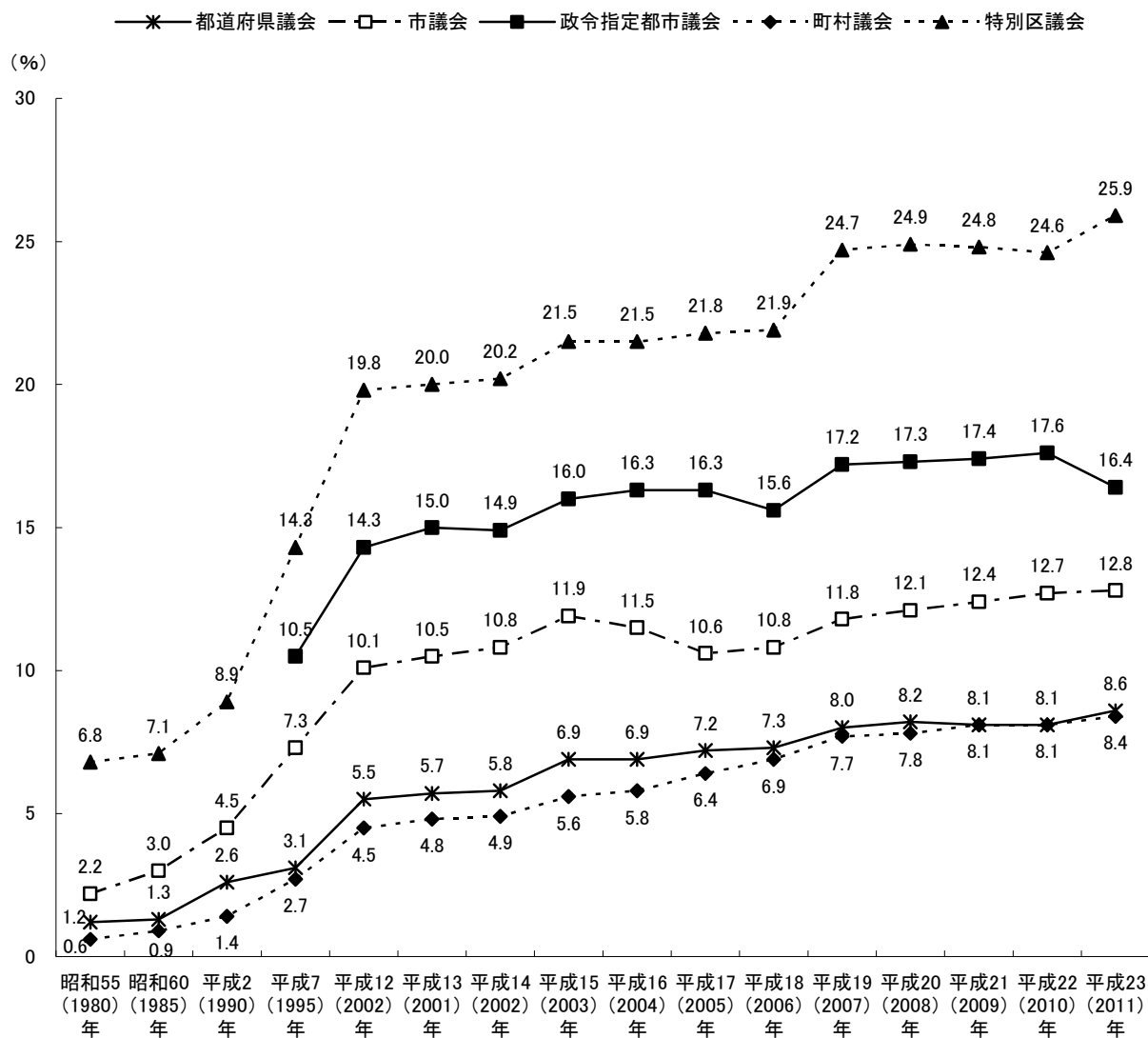
資料：内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」

I あらゆる分野への参画の促進

2. 地方議会における女性議員の割合

地方議会における女性議員の割合のうち、特別区議会は昭和 55（1980）年の 6.8%が平成 23（2011）年では 25.9%に、都道府県議会は昭和 55（1980）年の 1.2%が平成 23（2011）年では 8.6%に、市議会は昭和 55（1980）年の 2.2%が平成 23（2011）年では 12.8%になっている。

図表 I－5－2 地方議会における女性議員の割合の推移（全国）



注1：市議会には政令指定都市議会が含まれる。

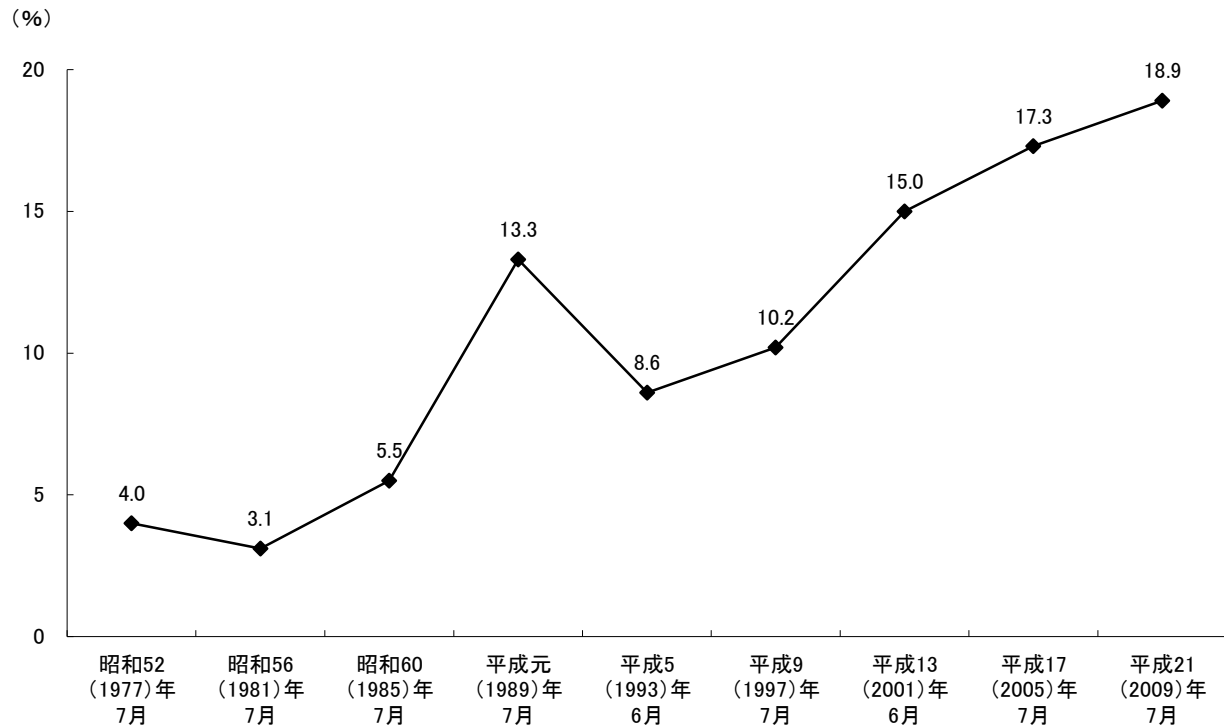
注2：各年12月31日現在

資料：内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」

3. 都議会における女性議員の割合

都議会における女性議員の割合は、平成 5（1993）年から増加を続けており、平成 21（2009）年 7 月時点で 18.9%である。

図表 I－5－3 都議会における女性議員の割合の推移（都）



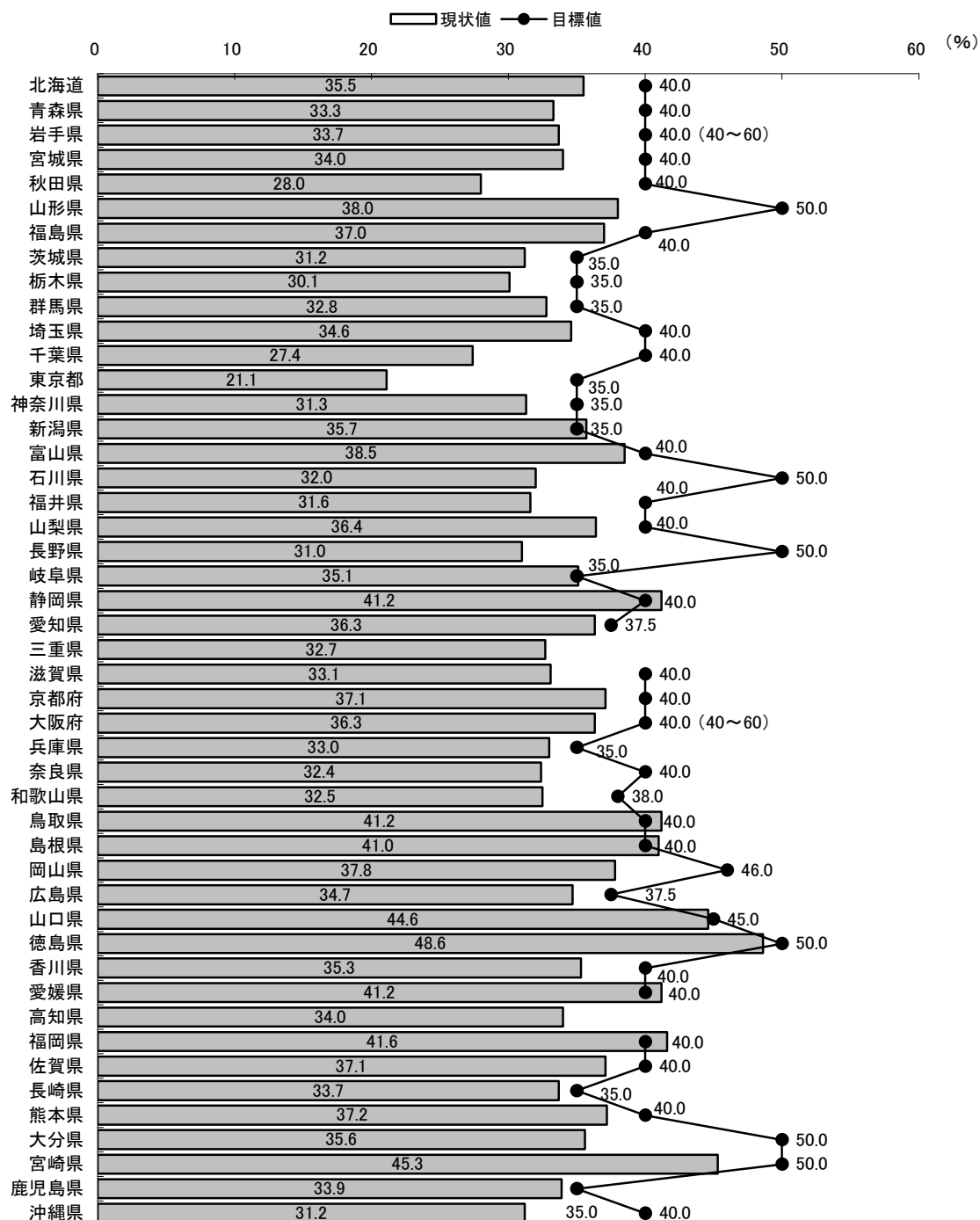
資料：東京都選挙管理委員会調べ

I あらゆる分野への参画の促進

4. 審議会等委員への女性の登用

目標の対象である審議会等委員の女性の割合をみると、現状値が目標値を上回っているのは7県である。都は平成28年度までの目標値35.0%に対して、現状値は21.1%となっている。

図表 I - 5 - 4 目標の対象である審議会等委員への女性の登用（全国）



注1：調査時点は各都道府県で異なる。東京都は平成24（2012）年4月1日現在

注2：埼玉県、富山県、佐賀県は目標を40%以上としている。

注3：三重県は全審議会に占める「女性割合40～60%の審議会」の割合が66.7%になることを目標としている。

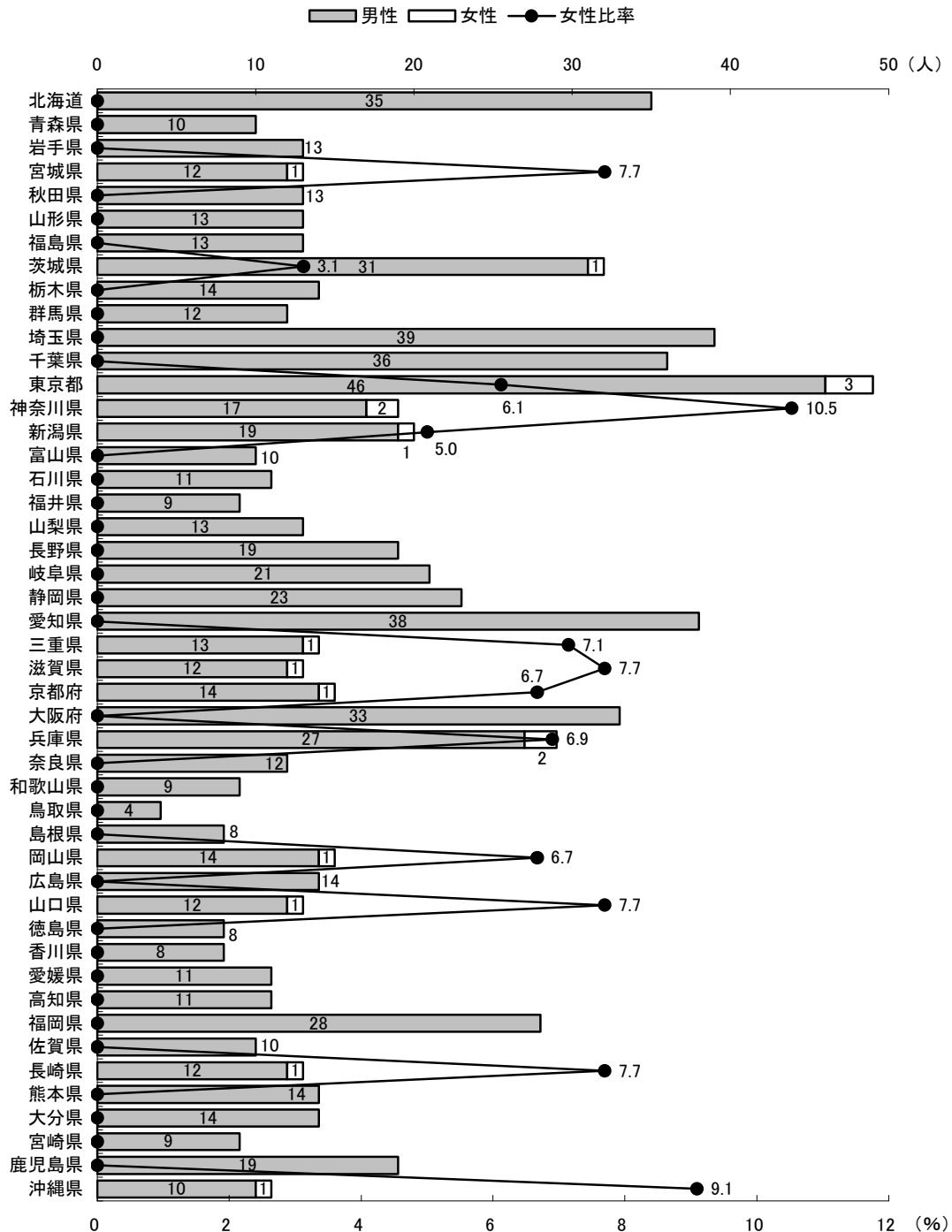
注4：高知県は均衡を目標としている。

資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（平成24年度）
東京都生活文化局調べ

5. 市区長に占める女性の割合

平成 24（2012）年 4 月 1 日現在、全国の市区長 810 人のうち女性は 17 人であり、全体に占める割合は 2.1%である。47 都道府県中 34 道府県では女性の市区長がいない。

図表 I－5－5 市区長に占める女性の割合（全国）



注 1：区は特別区

注 2：調査時点は原則として平成 24 年 4 月 1 日現在であるが、各地方公共団体の事情により異なる場合がある。

注 3：東日本大震災の影響により福島県川内村、葛尾村、飯舘村は調査を行わなかったため、集計から除外してある。

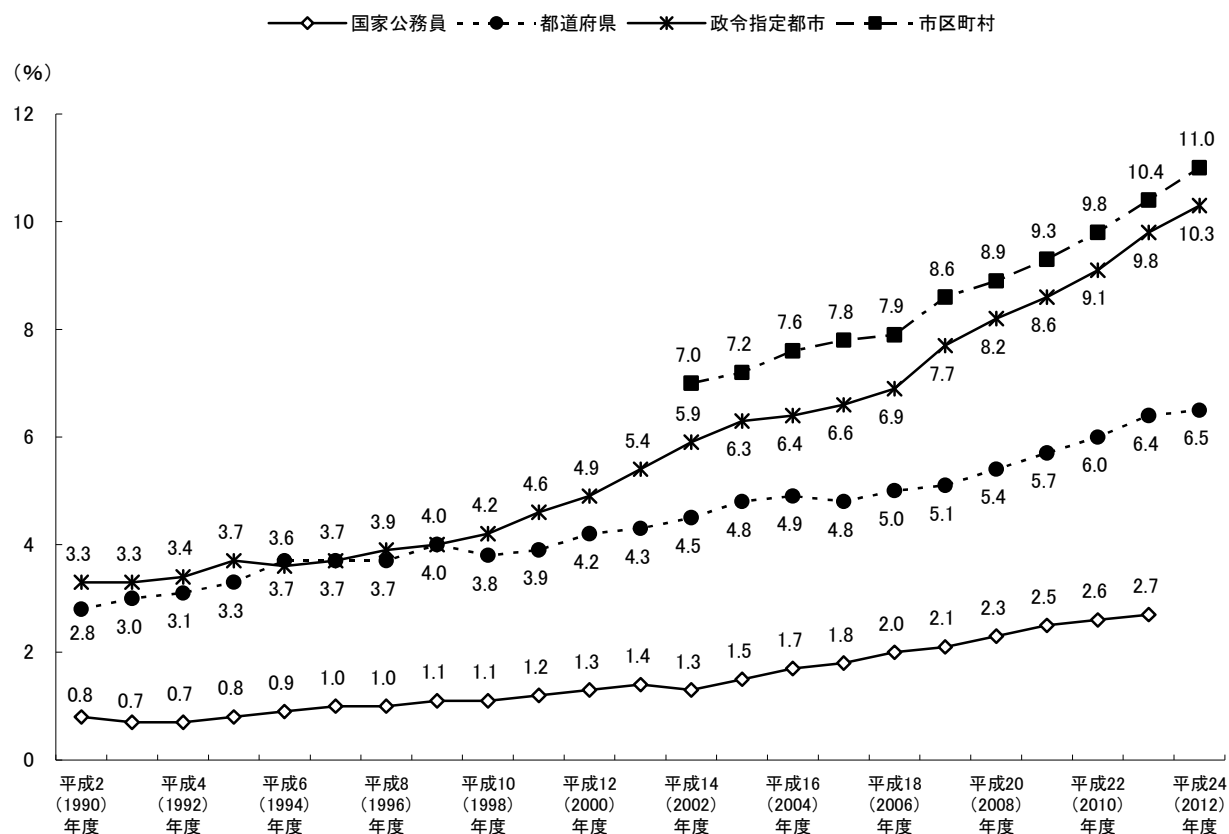
資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（平成 24 年度）

I あらゆる分野への参画の促進

6. 公務員管理職に占める女性の割合（国家公務員、都道府県、政令指定都市、市区町村）

公務員管理職に占める女性の割合は、全体的に増加傾向にある。特に市区町村と政令指定都市での増加が顕著となっており、平成 24（2012）年度は、市区町村で 11.0%、政令指定都市で 10.3%となっている。

図表 I－5－6 公務員管理職に占める女性の割合（全国）



注 1：市区町村には政令指定都市を含む。

注 2：国家公務員を除き、調査時点は原則として各年 4 月 1 日現在であるが、各自治体の事情により異なる場合がある。

注 3：国家公務員について、平成 12（2000）年度までは各年度末、平成 13（2001）年度からは各年度 1 月 15 日現在

注 4：平成 23（2011）年度は、東日本大震災の影響により岩手県（花巻市、陸前高田市、釜石市、大槌町）、宮城県（女川町、南三陸町）、福島県（南相馬市、下郷町、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、飯館村）は調査を行わなかったため、集計から除外している。

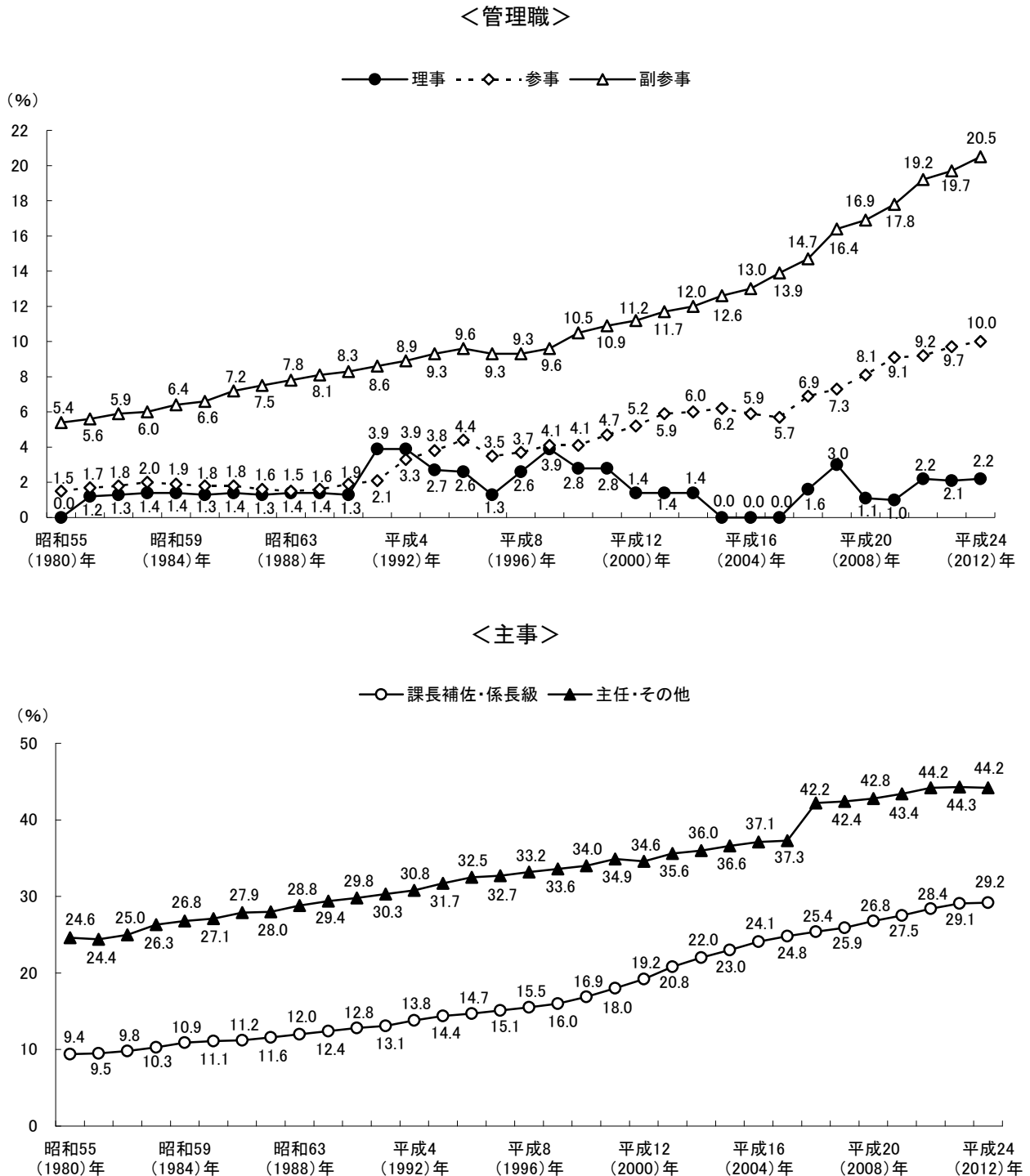
注 5：平成 24（2012）年度は、東日本大震災の影響により福島県川内村、葛尾村、飯館村は調査を行わなかったため、集計から除外している。

資料：内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」

7. 都職員の階層別女性比率

都職員に占める女性の割合を階層別にみると、理事を除いて増加傾向にある。平成 24（2012）年は、管理職では参事（部長級）が 10.0%、副参事（課長級）が 20.5%、主事では課長補佐・係長級が 29.2%、主任・その他が 44.2%となっている。

図表 I－5－7 都職員の階層別女性比率の推移（都）



注：各年 4 月 1 日現在

資料：東京都人事委員会「都職員の構成」